

第1回福島町健康づくり推進計画策定会議

日 時：平成19年5月21日（月）午後7時から

場 所：健康づくりセンター2階健康づくり研修室

1. 開 会

2. 町長あいさつ

3. 議 事

(1) 福島町健康づくり推進計画策定会議設置要綱について

(2) 会長及び副会長の選出について

(3) 健康づくり推進計画策定について

(4) 専門部会の設置について

(5) 健康づくり推進計画策定スケジュールについて

(6) その他

4. 閉 会

(1) 福島町健康づくり推進計画策定会議設置要綱について

福島町健康づくり推進計画策定会議設置要綱

(設置)

第 1 条 すべての町民が生まれ育った故郷で、健康的でいきいきと暮らすため、健康増進法（平成 15 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、福島町健康づくり計画を策定し、生涯を通じて町民の健康づくりを推進することを目的に、福島町健康づくり推進計画策定会議（以下「策定会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 策定会議は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 健康づくり推進計画（以下「推進計画」という。）に関する事。
- (2) 推進計画の円滑な推進のための総合調整及び評価に関する事。
- (3) その他推進計画に係る事項に関する事。

(組織)

第 3 条 策定会議は、メンバー 16 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が指名する。

- (1) 関係団体代表者
- (2) 町民代表者
- (3) 関係課職員
- (4) その他町長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 策定会議に会長及び副会長を置き、メンバーの互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定会議の議事は、出席したメンバーの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 6 条 第 2 条の所掌事務に関して必要があると認めた場合は、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 策定会議の庶務は、町民課福祉グループにおいて処理する。

(その他)

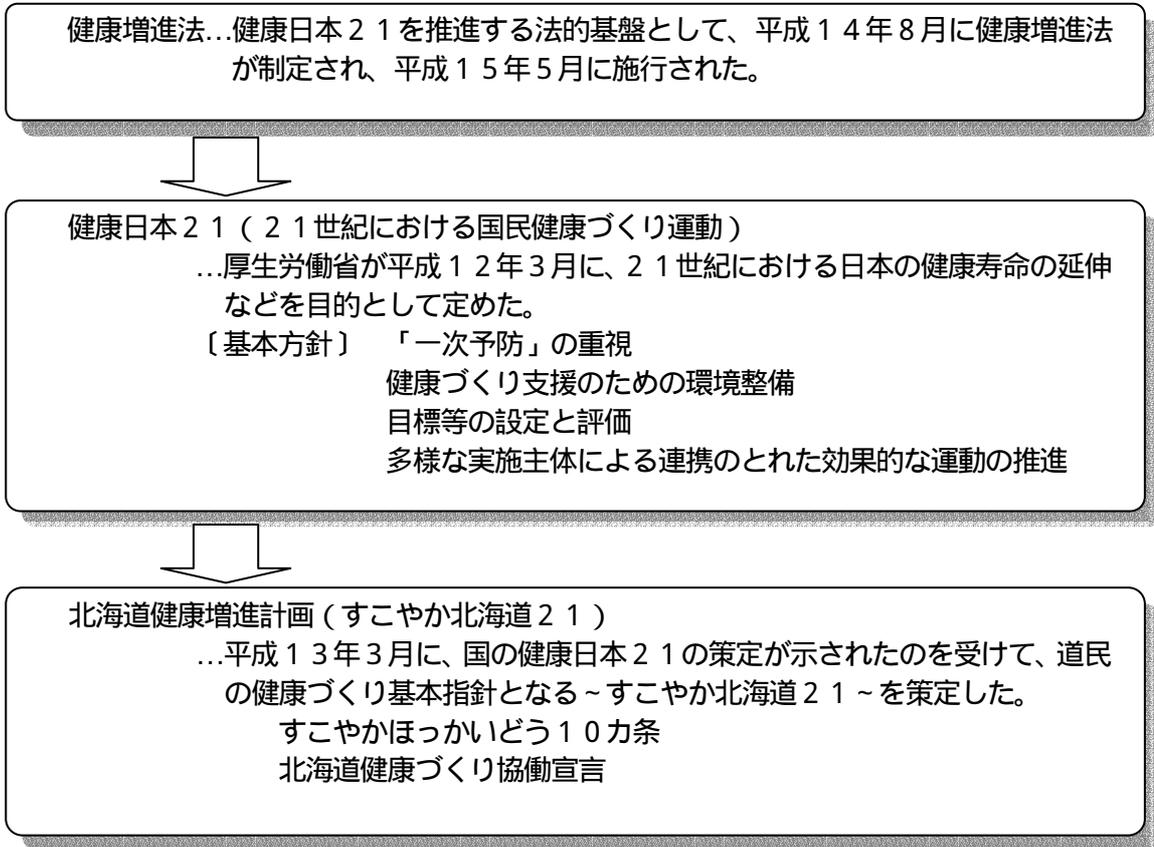
第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(3) 健康づくり推進計画策定について

1) 計画の位置づけ



第4次福島町総合開発計画

【重点目標】
健康で快適に暮らせる環境の創出
〔施策の体系〕
全ての源「健康・福祉」の充実

福島町地域福祉計画

健康づくり推進計画
仮称(いきいき健康ふくしま21)
計画の策定
計画の推進
計画の評価

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

障害者福祉計画・障害福祉計画

次世代育成支援行動計画

健康増進法の制定

経緯	「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり、疾病予防を更に積極的に推進する法的基盤を整備するため、医療制度改革の一環として、平成14年7月に制定され、平成15年5月1日に施行(健康診査等指針については、平成16年8月1日に施行)。
法律の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 基本方針及び地方健康増進計画(第7条及び第8条) 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針を定めるものとする。 都道府県は、国の基本方針を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を定めるものとする。(義務) 市町村は、国の基本方針及び都道府県計画を勘案して、住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。(努力義務)2. 健康診査等指針(第9条) 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査等指針を定めるものとする。3. 国民健康・栄養調査等(第10条~第16条) 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにするため、国民健康・栄養調査を行うものとする。 国及び地方公共団体は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の生活習慣とがん、循環器病等の生活習慣病との相関関係を明らかにするため、生活習慣病の発生の状況の把握に努めなければならない。4. 受動喫煙の防止(第25条) 多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。5. その他 市町村による生活習慣相談等の実施、都道府県による専門的な保健指導の実施 特定給食施設における栄養管理 食品の特別用途表示、栄養表示基準等

健康増進法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（国民の責務）

第2条 国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究の推進並びに健康の増進に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、健康増進事業実施者その他の関係者に対し、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

（基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向
- 2 国民の健康の増進の目標に関する事項
- 3 次条第1項の都道府県健康増進計画及び同条第2項の市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項
- 4 第10条第1項の国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項
- 5 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項
- 6 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項
- 7 その他国民の健康の増進の推進に関する重要事項

（都道府県健康増進計画等）

第8条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県健康増進計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3) 計画策定の基本的な考え方

健康の実現は個人の健康感に基づき一人ひとりが主体的に取り組む課題ですが、しかし、個人の力により健康を実現することは、少子高齢化が進展するなど生活環境が厳しくなる中で極めて困難な状況にあり、個人の力による健康を実現するために社会全体で支えてゆくことが必要不可欠となっています。

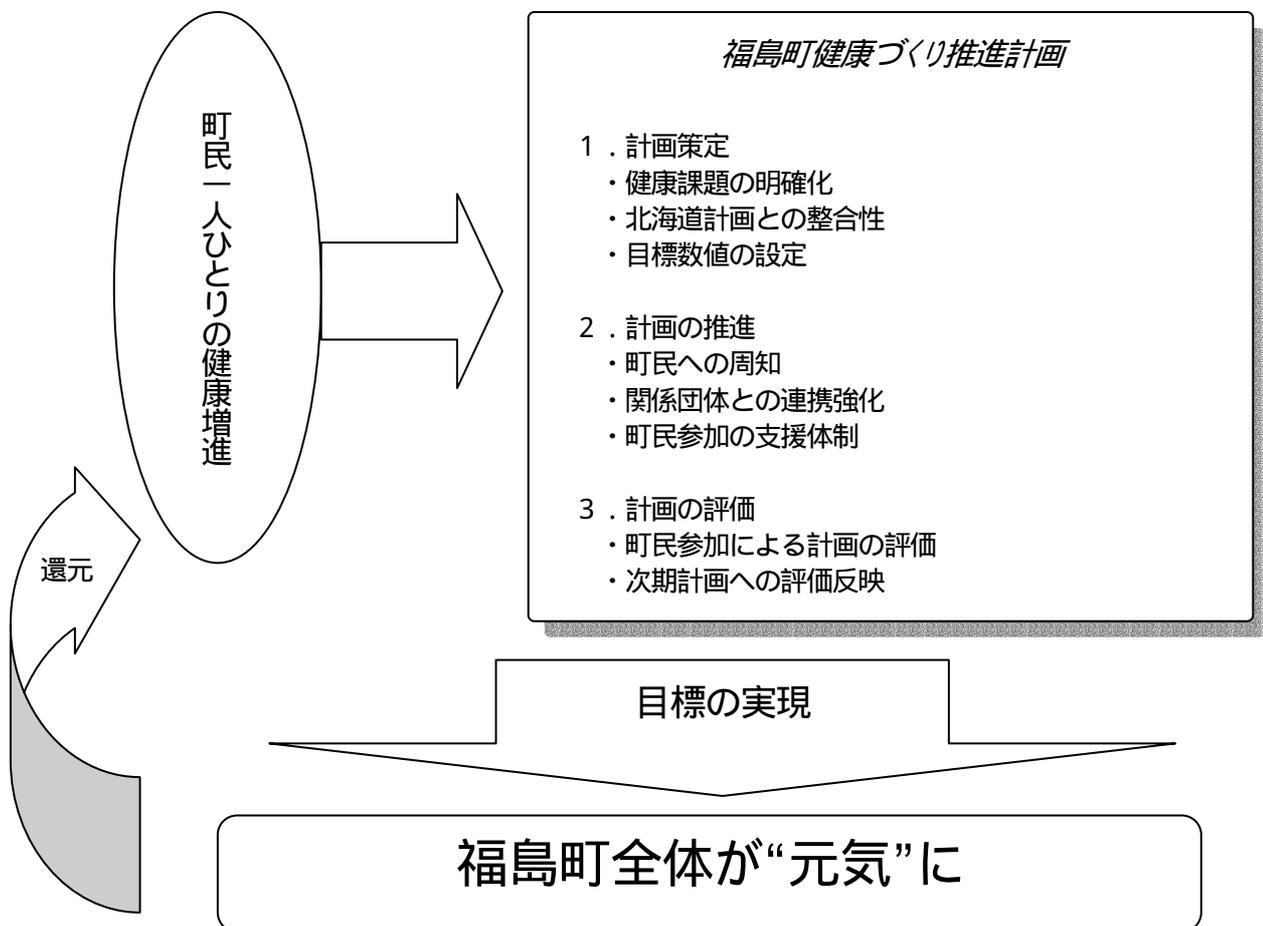
健康づくり推進計画の策定の目的は、福島県の“まち”に住むすべての人が、一人ひとり健康でいきいきと生涯を暮らすために、個人、地域及び行政がどのようにすればよいのかを提言するものです。

町民が一体となった健康づくりを総合的かつ効果的に推進し、各階層において自由な意思決定に基づき健康づくりに取り組むための第一歩とするものです。

一人ひとりが健康を実現することで、“まち”が元気を取り戻す“健康循環型”の町づくりをめざすことを最終目標としています。

策定にあたって・・・

会議メンバーが町民の健康実現に向けて情報・意識を共有する
背伸びすることなく、実現が可能で実効性のあるものとする
福島町が持っている特性や歴史観を尊重し、福島独自なものとする
前例にとらわれず、できない、むりだといわず、前向きに発言する



「頑張る応援プログラム」について

1. 目的

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、地方交付税等の措置を講じる。

2. 基本的な枠組み

(1) 地方公共団体によるプロジェクトの策定、公表

地方公共団体が地域の特色を生かした独自のプロジェクト（1つ又は複数の事業・施策で構成する。）を策定する場合には、具体的な成果目標を掲げるとともに、同プロジェクトを住民に公表する。

総務省は、により地方公共団体が策定したプロジェクトを総務省ホームページ上で公表することとしている。

プロジェクトの募集は、平成19年度から21年度までの3年間において各年度実施する。

(2) 支援措置

- 地方交付税による支援措置（3,000億円程度（平成19年度2,700億円程度））
- ア) 市町村が総務省ホームページ上で公表されたプロジェクトに取り組むための経費について、所要の特別交付税措置を講ずることとしている（500億円程度）。
1市町村につき、単年度3,000万円を限度とし、3年間まで措置する。実額が3,000万円を下回る場合は、実額を限度とする。
 - イ) 市町村及び都道府県に対し、以下の成果指標を普通交付税の算定に反映させることとしている。（2,200億円程度）

・行財政改革指標 ・転入者人口 ・農業産出額 ・小売業年間商品販売額
・製造品出荷額 ・若年者就業率 ・事業所数 ・ごみ処理量 ・出生率

成果指標の算定に当たっては、条件不利地域など地域の状況に配慮することとしている。

健康づくり推進計画策定スケジュール（案）

時期	会 議	概 要
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回策定会議 ・ 第1回専門部会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進計画策定について ・ 健康づくり推進計画策定スケジュールについて
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回専門部会 ・ 第2回策定会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状把握及び基礎データについて ・ 健康課題の抽出について ・ 健康づくりに関する町民アンケートについて
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回専門部会 ・ 第3回策定会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民アンケート結果及び分析について ・ 健康づくりの目標設定の検討について ・ 健康づくり支援体制等の検討について
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回専門部会 ・ 第4回策定会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進計画（素案）について
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回専門部会 ・ 第5回策定会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進計画（最終案）について